

不妊専門相談センター事業仕様書

1 目的

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、様々な支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことが出来るよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊や不育症の課題に対応するため適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 委託期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

3 実施場所

不妊治療を実施している医療施設における不妊治療の内容等を勘案して、都道府県知事が適当として指定した実施するものとする。

3 事業担当者

不妊治療、不育症支援に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関する知識を有する者等を配置する。

4 委託（事業）内容

(1) 夫婦の健康状況に応じた不妊症、不育症に関する相談指導、情報提供

項目	内容
実施方法	相談日を週に3日以上開設する。
実施上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の診療とは、別に独立した相談室を設けること。 ・インフォームド・コンセントには十分留意すること。

(2) 不妊相談、不育症相談を行う専門相談員の研修

項目	内容
実施方法	<p>不妊、不育症に関する研修会に事業担当者を派遣し、事業担当者の資質の維持向上に努める。</p> <p>不妊、不育症に関する研修会を企画し、県内医療保健従事者の資質の向上を図る。</p> <p>また、産婦人科内に検討会を設け、事業の見直し、評価等を適宜行う。</p>
実施上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・社団法人岩手県医師会など関係機関と連携を図り、県内の不妊、不育症に関する情報把握に努めること。

(3) 不妊治療、不育症治療に関する情報提供

項目	内容
実施方法	<p>不妊、不育症に関するパンフレット等を作成し、各関係機関に配付する。</p> <p>また、広報等により、一般住民に対して、不妊専門相談センターの周知を図る。</p>
実施上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が不妊専門相談センターの所在地等を容易に把握できるよう、ポスターの作成配付等を通じ、周知を図ること。 ・各保健所で実施する不妊相談等との連携を図ること。

5 その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、対象者のプライバシーに充分留意すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合には、県と受託者が協議のうえ業務を進めるものとする。
- (3) 本業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項に基づく「岩手県知事部局における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成 28 年 2 月 15 日付け障第 900 号保健福祉部長通知）第 3 に規定する合理的配慮について留意すること。